

# 豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年8月21日

豊岡市規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例（令和2年豊岡市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、竹野川湊館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書は、川湊館の施設を使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日（月の初日が休館日に当たるときは、休館日の翌日。以下同じ。）から使用しようとする日の前日までに提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、川湊館の施設の使用を許可したときは、竹野川湊館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

- 2 使用者は、川湊館の施設を使用するときは、許可書（次条第2項の変更許可書の交付を受けたときは、当該変更許可書）を係員に提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第4条 使用者は、その許可に係る事項の変更をしようとするときは、竹野川湊館使用変更許可申請書（様式第3号）に許可書を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更を許可したときは、竹野川湊館使用変更許可書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に定める場合とし、当該各号において減額し、又は免除する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 川湊館の自主事業又は共催事業のために使用するとき。 使用料の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。 市長が定める額

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、竹野川湊館使用料減免申請書（様

式第5号)を市長に提出するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、当該各号において還付する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第2項の規定により市長が川湊館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき。 納付した使用料の全額

(2) 使用者が施設を使用する日の前日(前日が休館日に当たるときは、休館日の前日)までに市長に申し出て、使用の許可の取消しを受け、又は第4条第2項に規定する変更の許可を受けた場合で市長が相当の理由があると認めるとき。  
納付した使用料の8割に相当する額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 市長が定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、竹野川湊館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(行為の禁止)

第7条 条例第16条に規定する川湊館の管理上支障がある行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがある行為

(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になるおそれがある行為

(3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある行為

(4) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 物品の販売(市長の許可を受けた場合を除く。)

(7) 広告類の掲示又は配布(市長の許可を受けた場合を除く。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が川湊館の管理上支障があると認める行為  
(市長の指示)

第8条 市長は、川湊館の秩序の維持上又は管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な指示をすることができる。

(汚損等の届出)

第9条 使用者は、建物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を竹野川湊館汚損等届(様式第7号)により係員に届け出て、指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第10条 使用者は、川湊館の施設の使用を終了したときは、係員の点検を受けなけ

ればならない。

(貸付承認の申請)

第11条 条例第22条の規定により、作品の貸付けを受けようとする者は、仲田光成氏作品借受申請書(様式第8号。以下「作品借受申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 作品借受申請書は、作品の貸付けを受けようとする日の属する月の6月前の月の初日から貸付けを受けようとする日の1月前までに提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(承認書の交付)

第12条 市長は、作品の貸付けを承認したときは、仲田光成氏作品貸付承認書(様式第9号。以下「作品貸付承認書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(貸付承認の変更)

第13条 前条の規定により作品の貸付承認を受けた者は、その承認に係る事項の変更をしようとするときは、仲田光成氏作品借受変更申請書(様式第10号)に作品貸付承認書を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更を承認したときは、仲田光成氏作品貸付変更承認書(様式第11号)を当該申請者に交付するものとする。

(指定管理者による管理)

第14条 条例第25条第1項の規定により指定管理者に川湊館の管理を行わせる場合において、第2条、第3条第1項、第4条、第6条第1項第1号及び第2号、第7条第6号から第8号まで、第8条並びに様式第1号から様式第4号までの規定については、第2条、第3条第1項、第4条、第6条第1項第1号及び第2号、第7条第6号から第8号まで並びに第8条(見出しを含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「豊岡市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 前条の場合において、条例第26条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させるときは、第5条、第6条及び様式第1号から様式第6号までの適用については、第5条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項各号列記以外の部分中「条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合」とあるのは「利用料金の減免に関し、条例第26条第2項の規則で定める場合」と、同項第1号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項各号列記以外の部分中「条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合」とあるのは「利用料金の還付に関し、条例第26条第2項の規則で定める場合」と、同項第1

号及び第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第5号及び様式第6号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「豊岡市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年豊岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「豊岡市立出石明治館にあつては」及び「を、豊岡市立住吉屋歴史資料館にあつては住吉屋歴史資料館使用許可申請書（様式第2号）」を削る。

第9条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第10条中「又は豊岡市立住吉屋歴史資料館」を削る。

第13条中「及び様式第2号」を削る。

第14条中「並びに様式第1号及び様式第2号」を「及び様式第1号」に、「様式第1号及び様式第2号中」を「様式第1号中」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号を様式第2号とする。

様式第1号（第2条関係）

竹野川湊館使用許可申請書

年 月 日

豊岡市長 様

次のとおり竹野川湊館の施設の使用の許可を申請します。

申請者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者名)		※受付番号	
申請者住所		※受付年月日	
連絡先電話番号			
使用責任者氏名		使用人数	人
使用目的			
使用日時	年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで		
使用施設			
使 用 料		円	
減免額	条例による減額又は免除	△	円
使用料合計		円	
備 考			

※印の欄は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

竹野川湊館使用許可書

年 月 日

豊岡市長 印

次のとおり竹野川湊館の施設の使用を許可します。

申請者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者名)		許可番号	
申請者住所			
連絡先電話番号			
使用責任者氏名		使用人数	人
使用目的			
使用日時	年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで		
使用施設			
使用料		円	
減免額	条例による減額又は免除	△	円
使用料合計		円	
備考			

様式第3号（第4条関係）

竹野川湊館使用変更許可申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり竹野川湊館の施設の使用許可に係る事項の変更を申請します。

使用許可年月日		年 月 日
許可番号		
変更前	使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使用施設	
	使用料	
変更後	使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使用施設	
	使用料	
変更理由		

様式第4号（第4条関係）

竹野川湊館使用変更許可書

年 月 日

様

豊岡市長 印

次のとおり竹野川湊館の施設の使用許可に係る事項の変更を許可します。

許 可 番 号		
変更前	使 用 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使 用 施 設	
	使 用 料	
変更後	使 用 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使 用 施 設	
	使 用 料	
備 考		



様式第5号（第5条関係）

竹野川湊館使用料減免申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり竹野川湊館の施設の使用料の減免を申請します。

使用許可年月日	年 月 日
許可番号	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	
使用料	
減免申請額	
減免を申請する理由	

様式第6号（第6条関係）

竹野川湊館使用料還付申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり竹野川湊館の施設の使用料の還付を申請します。

使用許可年月日	年 月 日
許可番号	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	
還付を申請する理由	
使用料既納額	

様式第7号（第9条関係）

竹野川湊館汚損等届

年 月 日

豊岡市長 様

住所

氏名

電話

次のとおり竹野川湊館の建物等を汚損等しましたので届け出ます。

汚損等の日時	汚損等の内容及びその発生時の状況

様式第8号（第11条関係）

仲田光成氏作品借受申請書

年 月 日

豊岡市長 様

次のとおり仲田光成氏作品の貸付けを受けたいので申請します。

申請者氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者名）		※受付番号	
借受責任者氏名		※受付年月日	
申請者住所			
連絡先電話番号			
希望する貸付作品の品番			
使用目的			
使用場所			
借受理由			
希望の期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
備考			

※印の欄は記入しないでください。

様式第9号（第12条関係）

仲田光成氏作品貸付承認書

年 月 日

豊岡市長 印

次のとおり仲田光成氏作品の貸付けを承認します。

申請者氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者名）		承認番号	
借受責任者氏名			
申請者住所			
連絡先電話番号			
貸付作品の品番			
使用目的			
使用場所			
借受理由			
承認期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
貸付価額			
諸費用			
備考			

様式第10号（第13条関係）

仲田光成氏作品借受変更申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり仲田光成氏作品の貸付承認に係る事項の変更を申請します。

承認年 月 日	年 月 日	
承認番号		
貸付作品の品番		
変更前	使用場所	
	承認期間	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
変更後	使用場所	
	借受期間	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
変更理由		

様式第11号（第13条関係）

仲田光成氏作品貸付変更承認書

年 月 日

様

豊岡市長 印

次のとおり仲田光成氏作品の貸付承認に係る事項の変更を承認します。

承認番号		
貸付作品の品番		
変更前	使用場所	
	承認期間	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
	貸付価格	
	諸費用	
変更後	使用場所	
	承認期間	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
	貸付価格	
	諸費用	
備考		